

## 特記仕様書（ゴム製品等の品質確認）

### 第1条 適用範囲

静岡県交通基盤部が発注する工事で、ゴム製品を用いる工事に適用する。

### 第2条 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

《参考》以下の項目や製品に応じて必要な規格について証明すること。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

### 第3条 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱

第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。